

資料 18-1 アンデパンダン大会における著作権の事務処理

1. なるべくオリジナルの音源を使う。(自校内生徒の自作自演)

- ◎安易に市販の音源を使わない。効果音は生録を試みる。
- ◎自分で作詞・作曲・自演なら、許諾は必要ありません。
- ◎ブラスバンド部や軽音楽部等が、自作でない曲を演奏し、それを録音する場合、隣接権処理は省略できるが、JASRAC等への著作権処理は必要。譜面を利用する場合は別途許諾が必要です。

2. ネット上の音源は使用しない。

- ◎有料・無料を問わず、ネットでのダウンロード楽曲については使用不可。
「著作権フリー」との表記があっても、誤っている可能性が大。
よってHP管理者に連絡が取れでも不可。
(HPの作者自身が著作権のことをわかっていないことが多い。)

3. なるべく指定の著作権フリー音源を使用する

◎「アーキー」「EX インダストリー」「NHKクリエイティブライブラリー」については、様式2-6の記載のみで使用できます。

(ただし サンプルCDは不可)

ジャケットコピーの必要もありません。 ネットからのダウンロードも可能です。

ただし「NHKクリエイティブライブラリー」についてはNコンとはことなり画面上に使用を明記するなど規約を守った処理をしてください。

注意

- ◎「サウンド・ファクトリー」「ビデオラボネットワーク」「ファンダンゴ」については、次のコピーを添付してください。
 - ①著作権フリーであることが明記してある部分
 - ②ジャケット
 - ③使用する曲名がかかっている部分様式2-6へ記載してください。

4. 通常販売しているCDを使用する場合。(アイドル等の楽曲)

- (1) 9月中に使用する楽曲(の候補)を決定してください。
レンタルCDは使用できません。学校所有か自校生徒所有のものに限ります。
著作隣接権処理と、著作権処理が必要です。
- (2) CD業者に赤本「様式2-7」を用いてレコード会社一覧の番号にFAX(or e-mail)します。
同時に電話を入れている学校があるようですが、事前の電話はしないでください。
2・3日後には返事がきます。こない場合は電話を入れてください。有償で許諾の場合は、顧問とよく相談して使用・不使用を決めてください。不許諾の場合は当然使用できません。
無償で許諾の場合は次に進んでください。
- (3) つづいて、JASRACのページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページから、ラジオ番組の場合は「録音」に「○」、TV番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。

- (4) ラジオの場合は「録音利用申し込み書」「録音利用明細書」、
テレビの場合は「映像ソフト録音利用申込書(新譜)」を作成。
必要事項を記入して、学校の公印を押し、JASRACにFAXします。
2月中にFAXしないと、大会に間に合いません。
- (5) 10日前後で、JASRACより、許諾番号が明細書に記入されて返送されます。
この返送された、明細書のコピーを台本に1部添付。現物は請求書が来るまで学校保管。
- (6) 県大会当日までにJASRACから返送されてこない場合は、学校で作成した明細書を添付。
3月18日(日)までに、許諾番号が付与されない場合は、失格となります。
- (7) 年明け早々に、著作権料の請求が来ます。各校で払い込んで、控えを保管しておいてください。

5. 自校生徒が演奏した、自作ではない曲の録音。(吹奏楽の演奏等)

著作権の処理が必要です。

JASRACのページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページを印刷。
ラジオ番組の場合は「録音」にTV番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。
以下、4(4)の手順に進んでください

6. 効果音等、メロディのない市販の音源を使うとき(ドアのきしむ音等)

著作権は「芸術的・創造的なもの」に与えられる権利です。

よってドアを閉める音などには著作権は存在しません。JASRACに権利のない音源を記載すると
減点対象になるそうです。

しかし、それをCDに録音して販売している場合は、CD業者に「著作隣接権」が生じます。

よって著作隣接権のみの処理をします。

すべてに共通して、「様式2-6」を台本末尾に添付してください。

7. 何か具体的な事例で、不明な点があれば、勝手な判断をせずに、

すぐに海部までメールしてください。

顧問からでも、生徒が直接でもかまいません。

kaifu@e01.itscom.net

8. 大会での審査基準(様式2-6は効果音、音楽、肖像権利用の場合必要です)

- ①ネットの音源を使用しているか? レンタルCDを利用しているか。NO→不問、YESは失格。
(「アーキー」「EX インダストリー」「NHKクリエイティブライブラリー」は以下必要なし)
- ②市販されている「著作権フリー」ソフトを利用しているか。
NO→不問、YESは次の3点がないと失格。
「CDジャケット」「その曲がある部分のコピー」「フリーであることが明記してある部分」のコピー。
- ③市販のCDを利用しているか?
NO→不問、YESは『様式2-7』が必要。無いと失格。④へ
- ④JASRAC関係の楽曲を使用しているか。
NO→不問、YESは『明細書』が必要。無いと失格。⑤へ
- ⑤明細書の許諾番号があるか。
YES→不問、NO→3月18日までに許諾番号が明らかになればOK。無いと失格